

**令和元年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）
新旧対照表（案）**

令和元年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考																																																									
1	11	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 (略) 特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、 (略)			第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 (略) 特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、 (略)			表記の整理																																																										
3	3	第4節 災害の想定			第4節 災害の想定			表記の整理																																																										
		<table><tr><td>原子力発電所 又は原子炉施設名</td><td>事業者名</td><td>所在地</td><td>摘要</td></tr><tr><td>浜岡原子力発電所</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>BWR:5基※1</td></tr><tr><td>美浜発電所</td><td rowspan="3">(略)</td><td>(略)</td><td>PWR:3基※2</td></tr><tr><td>大飯発電所</td><td>(略)</td><td>PWR:4基</td></tr><tr><td>高浜発電所</td><td>(略)</td><td>PWR:4基</td></tr><tr><td>敦賀発電所</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>BWR:1基※3 PWR:1基</td></tr><tr><td>高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)</td><td rowspan="2">(略)</td><td>(略)</td><td>FBR:1基※4</td></tr><tr><td>原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげん)</td><td>(略)</td><td>ATR:1基※5</td></tr></table>			原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地			摘要	浜岡原子力発電所	(略)	(略)	BWR:5基※1	美浜発電所	(略)	(略)	PWR:3基※2	大飯発電所	(略)	PWR:4基	高浜発電所	(略)	PWR:4基	敦賀発電所	(略)	(略)	BWR:1基※3 PWR:1基	高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)	(略)	(略)	FBR:1基※4	原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげん)	(略)	ATR:1基※5	<table><tr><td>原子力発電所 又は原子炉施設名</td><td>事業所名</td><td>所在地</td><td>号機</td><td>状況</td><td>摘要</td></tr><tr><td rowspan="5">浜岡原子力発電所</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="5">(略)</td><td>1号機</td><td>2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中</td><td>沸騰水型</td></tr><tr><td>2号機</td><td>2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中</td><td>沸騰水型</td></tr><tr><td>3号機</td><td>定期検査中</td><td>沸騰水型</td></tr><tr><td>4号機</td><td>定期検査中</td><td>沸騰水型</td></tr><tr><td>5号機</td><td>定期検査中</td><td>沸騰水型</td></tr><tr><td>美浜発電所</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>1号機</td><td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr></table>			原子力発電所 又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要	浜岡原子力発電所	(略)	(略)	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型	2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型	3号機	定期検査中	沸騰水型	4号機	定期検査中	沸騰水型	5号機	定期検査中	沸騰水型	美浜発電所	(略)	(略)	1号機
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																																															
浜岡原子力発電所	(略)	(略)	BWR:5基※1																																																															
美浜発電所	(略)	(略)	PWR:3基※2																																																															
大飯発電所		(略)	PWR:4基																																																															
高浜発電所		(略)	PWR:4基																																																															
敦賀発電所	(略)	(略)	BWR:1基※3 PWR:1基																																																															
高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)	(略)	(略)	FBR:1基※4																																																															
原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげん)		(略)	ATR:1基※5																																																															
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要																																																													
浜岡原子力発電所	(略)	(略)	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型																																																													
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型																																																													
			3号機	定期検査中	沸騰水型																																																													
			4号機	定期検査中	沸騰水型																																																													
			5号機	定期検査中	沸騰水型																																																													
美浜発電所	(略)	(略)	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																													

頁	行	修 正 前	修 正 後							備 考
		※ 1 : 浜岡原子力発電所の 1 号機及び 2 号機は廃炉措置作業中 ※ 2 : 美浜発電所の 1 号機及び 2 号機は廃炉に向けた手続中 ※ 3 : 敦賀発電所の 1 号機は廃炉に向けた手続中 ※ 4 : 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）は、平成 28 年 原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向 けた取組を実施 ※ 5 : 原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作 業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉として の機能はない。 ※ 6 : これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行 ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考と した。				2 号機	2017. 4. 19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型		
						3 号機	定期検査中	加圧水型		
			大飯発電所	(略)	1 号機	2018. 11. 22 廃止措置計画認 可申請中	加圧水型			
						2 号機	2018. 11. 22 廃止措置計画認 可申請中	加圧水型		
						3 号機	運転中（118.0 万 Kw）	加圧水型		
						4 号機	運転中（118.0 万 Kw）	加圧水型		
			高浜発電所	(略)	1 号機	定期検査中	加圧水型			
						2 号機	定期検査中	加圧水型		
						3 号機	運転中（87.0 万 Kw）	加圧水型		
						4 号機	運転中（87.0 万 Kw）	加圧水型		
			敦賀発電所	(略)	(略)	1 号機	2017. 4. 19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型		
						2 号機	定期検査中	加圧水型		
			高速増殖原型 炉 もんじゅ	(略)	(略)	＝	2018. 3. 28 廃止措置計画認 可・廃止措置中	高速増殖 炉		
			新型転換炉 ふげん		(略)	＝	2008. 2. 12 廃止措置計画認 可・廃止措置中	新型転換 炉		
			(削除)							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
4	16	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） （略） 具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（参考資料4）<u>及び下記を踏まえ、原子力事業者が行う。</u> 原子力事業者は、<u>下記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。</u>また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。 2 運用上の介入レベル（OIL） （略） 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。 （略） （追加）	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） （略） 具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（参考資料4）を踏まえ、原子力事業者は、<u>上記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。</u>また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。 2 運用上の介入レベル（OIL） （略） 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、<u>地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。</u> （略） 3 <u>原子力災害対策重点区域</u> (1) <u>原子力災害対策重点区域の設定</u> <u>原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの影響を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。</u>	表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。</u> (2) <u>原子力災害対策重点区域の範囲</u> <u>原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。</u> <u>なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。</u> <u>ア 発電用原子炉施設</u> <u>発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。</u> <u>(イ) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）</u> <u>PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とさ</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>れていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 5 k m」を目安とする。</u> <u>なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある</u> <u>(イ) 緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）</u> <u>UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30 k mの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30 k m」を目安とする。</u> <u>なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。</u> <u>ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5 k mを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u> <u>※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考						
			<u>年原子力規制委員会告示第14号)において定められている。</u> イ <u>試験研究用等原子炉施設</u> <u>試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u> <u>原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。</u> <u>熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u> <table><tr><td><u>熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉</u></td><td><u>5 km</u></td></tr><tr><td><u>熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉</u></td><td><u>500 m</u></td></tr></table> ウ <u>加工施設</u> (7) <u>ウラン加工施設</u> <u>ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u> <u>原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。</u> <u>取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u> <table><tr><td><u>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上の加工施設</u></td><td><u>5 km</u></td></tr></table>	<u>熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 km</u>	<u>熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>500 m</u>	<u>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上の加工施設</u>	<u>5 km</u>	
<u>熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 km</u>									
<u>熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>500 m</u>									
<u>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上の加工施設</u>	<u>5 km</u>									

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
			<table><tr><td>ウラン235の取扱量が0.08TBq未満の加工施設</td><td>1km</td></tr><tr><td>敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設</td><td>500m</td></tr></table> (イ) プルトニウムを取り扱う加工施設 日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径1kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。 エ 再処理施設 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。 オ その他の原子力施設 次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。 (7) 発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの (イ) 熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が2MW以下の試験研究用等原子炉施設 (ウ) 濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン235の取扱量が0.008TBq未満のもの (エ) 使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満の加工施設	1km	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設	500m	
ウラン235の取扱量が0.08TBq未満の加工施設	1km							
敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設	500m							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			(3) <u>原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点</u> <u>地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）</u> <u>を策定する際には、上記(1)及び(2)の考え方を踏まえつつ、</u> <u>原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、</u> <u>迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定す</u> <u>るため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴く</u> <u>とともに、上記の P A Z 及び U P Z の数値を一つの目安と</u> <u>して、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周</u> <u>辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要で</u> <u>ある。</u> <u>U P Z に包含される地域は、複数の道府県の一部を含む</u> <u>場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区</u> <u>域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行</u> <u>うことが必要である。</u> <u>なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置</u> <u>される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、</u> <u>異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたもの</u> <u>とする必要がある。</u>	対策の追加
13	26	第 2 章 原子力災害予防対策 第 5 節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設と中部大学を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。 2 (略)	第 2 章 原子力災害予防対策 第 5 節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、<u>尾東小学校を除く</u>市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、<u>中部大学と南城中学校を</u>指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。 2 (略)	南城中学校を新たに指定避難所に追加したことによる修正
22	17	第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 第 1 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 6 情報の伝達系統 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。	第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 第 1 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 6 情報の伝達系統 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
				表記の整理
27	1	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 5 伝達系統 事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 5 伝達系統 事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	表記の整理
27	13	第6節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	第6節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(追加) 1 避難勧告・指示 (略) 2 広報活動等による避難等の支援 (略) 3 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (略)	1 複合災害が発生した場合 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 2 避難勧告・指示 (略) 3 広報活動等による避難等の支援 (略) 4 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (略)	対策の追加 表記の整理
33	1	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 5 情報の伝達系統 4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 5 情報の伝達系統 4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																										
34	26	第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導（略） 2 広域避難活動（略） 3 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置（略）	第 7 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 複合災害が発生した場合 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導（略） 3 広域避難活動（略） 4 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置（略）	対策の追加																										
44	1	参考資料 1 用語の定義 この計画で用いる用語の定義は、次のとおりである。 <table><tr><td>用語</td><td>解説</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>P A Z</td><td>Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。</td></tr><tr><td>U P Z</td><td>Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>E A L</td><td>（略） （関連：P50 参考資料 4）</td></tr><tr><td>O I L</td><td>（略） （関連：P64 参考資料 5）</td></tr></table>	用語	解説	（略）	（略）	P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。	U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m。	（略）	（略）	E A L	（略） （関連：P50 参考資料 4）	O I L	（略） （関連：P64 参考資料 5）	参考資料 1 用語の定義 この計画で用いる用語の定義は、次のとおりである。 <table><tr><td>用語</td><td>解説</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>P A Z</td><td>Precautionary Action Zone 発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。</td></tr><tr><td>U P Z</td><td>Urgent Protective Action Planning Zone 発電用原子炉施設のうち緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m他。 ※第 1 編第 1 章第 5 節 3 (2)参照</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>E A L</td><td>（略） （関連：参考資料 4 各緊急事態区分を判</td></tr></table>	用語	解説	（略）	（略）	P A Z	Precautionary Action Zone 発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。	U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 発電用原子炉施設のうち緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m他。 ※第 1 編第 1 章第 5 節 3 (2)参照	（略）	（略）	E A L	（略） （関連：参考資料 4 各緊急事態区分を判	表記の整理
用語	解説																													
（略）	（略）																													
P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。																													
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m。																													
（略）	（略）																													
E A L	（略） （関連：P50 参考資料 4）																													
O I L	（略） （関連：P64 参考資料 5）																													
用語	解説																													
（略）	（略）																													
P A Z	Precautionary Action Zone 発電用原子炉施設のうち予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。																													
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 発電用原子炉施設のうち緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m他。 ※第 1 編第 1 章第 5 節 3 (2)参照																													
（略）	（略）																													
E A L	（略） （関連：参考資料 4 各緊急事態区分を判																													

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
			<table><tr><td></td><td>断するEALの枠組みについて)</td></tr><tr><td>O I L</td><td>(略) (関連:参考資料5 <u>O I Lと防護措置について</u>)</td></tr></table>		断するEALの枠組みについて)	O I L	(略) (関連:参考資料5 <u>O I Lと防護措置について</u>)	
	断するEALの枠組みについて)							
O I L	(略) (関連:参考資料5 <u>O I Lと防護措置について</u>)							
47	2	2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) (発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書きの場合を除く)) 表中 <u>平常時</u>モニタリングの<u>強化</u> 表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書きの場合を除く)) 表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) (試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る)) ※第2(3)②(ii)～(iv)に掲げるもの。 表中 <u>平常時</u>モニタリングの<u>強化</u> 表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る)) ※第2(3)②(ii)～(iv)に掲げるもの。 表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体がとることを想定される措置等(1/2) 表中 <u>平常時</u>モニタリングの<u>強化</u>	2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) (発電用原子炉(3(2)アただし書きの場合を除く。)) 表中 <u>緊急時</u>モニタリングの<u>準備</u> 表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (発電用原子炉(3(2)アただし書きの場合を除く。)) 表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2) (試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(3(2)アただし書の場合に限る。)) ※3(2)イ～エに掲げるもの。 表中 <u>緊急時</u>モニタリングの<u>準備</u> 表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2) (試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉(3(2)アただし書の場合に限る。)) ※3(2)イ～エに掲げるもの。 表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体がとることを想定される措置等(1/2) 表中 <u>緊急時</u>モニタリングの<u>準備</u>	表記の整理				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
		※第2(3)㉔(v)に掲げるもの。 表1－3 原子力事業者、国、地方公共団体がとることを想定される措置等（2/2） ※第2(3)㉔(v)に掲げるもの。	※3(2)オに掲げるもの。 表1－3 原子力事業者、国、地方公共団体がとることを想定される措置等（2/2） ※3(2)オに掲げるもの。																	
62	20	4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて1～4 （略） 5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、 <u>使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u> ） <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するEAL</td><td><u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>全面緊急事態を判断するEAL</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>①、② （略） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。<u>放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></td><td>(略)</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u>	(略)	(略)	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	①、② （略） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 <u>放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u>	(略)	4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて1～4 （略） 5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、 <u>使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u> ） <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するEAL</td><td><u>緊急事態区分における措置の概要</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>全面緊急事態を判断するEAL</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>①、② （略） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td><td>(略)</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>	(略)	(略)	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	①、② （略） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)	表記の整理
施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u>																			
(略)	(略)																			
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																			
①、② （略） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 <u>放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u>	(略)																			
施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>																			
(略)	(略)																			
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																			
①、② （略） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(略)																			

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
		6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するEAL</td><td><u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（<u>4. から6. までに掲げるもの（4. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</u>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u>	(略)	(略)	6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <table><tr><td>施設敷地緊急事態を判断するEAL</td><td><u>緊急事態区分における措置の概要</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（<u>実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</u>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>	(略)	(略)	表記の整理
施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>施設敷地緊急事態に該当するEAL</u>											
(略)	(略)											
施設敷地緊急事態を判断するEAL	<u>緊急事態区分における措置の概要</u>											
(略)	(略)											
71	7	参考資料 5 OILと防護措置について (略) ※1～※8 (略) ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に<u>暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u>	参考資料 5 OILと防護措置について (略) ※1～※8 (略) ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の<u>暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u>	対策の整理								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
72	5	参考資料 6 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 ・<u>実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及びEALの在り方</u> ・<u>IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方</u> (略) ・<u>県外からの避難者の受入に係る、避難予定先及び進入ルート等の調整</u> ※下線は、原子力規制委員会（原子力災害対策指針）における今後の検討課題	参考資料 6 付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題 (削除) ・<u>OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方</u> (略) ・<u>県外からの避難者の受入に係る、避難経由所及び指定避難所等の運営調整</u> ※下線は、原子力規制委員会（原子力災害対策指針）における今後の検討課題	対策の整理

